

へいせい ねん ど な が の け ん の う そ ん が っ せ い か け い か く
平成19年度長野県農村活性化計画

長野県、上田市、麻績村

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成19年度長野県農村活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	上田市、麻績村
地区名(1)	陣場地区、麻績地区
計画期間(2)	平成19年度～平成21年度

目 標 : (3)
陣場地区については、農業生産法人による加工用ぶどう栽培用地として遊休農地の解消を図り、栽培されたぶどうの収穫体験、ワインセミナーなどを通じて地域間交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として計画地域の遊休農地23haのうち23haの遊休農地の解消を目指す。 麻績地区については、農林水産物直売施設を整備するにあたり、家畜農家から排出される糞尿と家庭や企業から排出される、食物残渣の資源を生かした堆肥化施設において生産した土壌改良剤を組合せ、安全で安心な有機農産物を栽培し、「食の安全」をセールスポイントとした農産物の直接販売をすることにより、地域農産物の販売額の増加を図り、農業所得の増大と農業経営の安定及び都市住民との交流を図ることとする。具体的な数値目標として、地域産物である米、りんご、山菜などの販売額を27%増加を目指す。 また、都市住民との交流については、農産物直売所を拠点として村内外のイベントに積極的に参加し、安全でおいしい農産物のPR及び販売を通じて地域間交流を図っていくことを目指す。

目標設定の考え方
地区の概要： 陣場地区のある上田市丸子地域は、長野県の北東部、千曲川の左岸に位置し、標高500m前後の中山間地域で、年間降水量が900mmの少雨乾燥地帯である。丸子地域のなかでは、水稲、大豆など、また標高の高い地域では花卉栽培が行われているが、陣場地区は台地であり傾斜地が多く、また用水の確保が困難であることから養蚕のための桑が栽培され、昭和40年代からは薬用人参が桑に変わり栽培されてきたが、連作障害や価格の低迷により作付けが減り続け、農家の高齢化等の要因も重なり、遊休荒廃農地が多く発生している。 麻績村は長野県の中部に位置し、聖山山麓の南斜面部を中心に形成されており、村内を流れる麻績川及びその展開する支流に沿って展開する標高550m～900mの盆地に集落や農地が散在している農山村地帯である。気候は全般的に寒暖の差が大きく降雨量の少ない内陸性気候である。村には中央道と上信越自動車道を結ぶ長野自動車道麻績インターチェンジやJR篠ノ井線聖高原駅などがあり、古くから交通の要衝として位置している。農業は兼業農家が大部分で水稲を中心に畜産、果樹、菌茸類等の複合経営が主である。近年、若者の流出により担い手不足と高齢化が進むとともに農地の荒廃化も目立ち始めて深刻化している。
現状と課題 上田市の陣場地区の農地は地形条件や農家の高齢化などにより荒廃化が進み、約23haが遊休農地となっていた。このうち約16.9haは農業生産法人により加工用ぶどう畑になり、遊休農地の解消にむけた取組がなされている。 麻績村は近年兼業化が進むとともに、農業労働力は若年層をはじめ基幹的労働力が他産業へ大量に流出し、次世代の農業を担う後継者の減少が続いている。また、本村においても近年の農業は農薬や化学肥料に依存し、土壌や農作物に悪影響を与えており、消費者ニーズの高まりの中で、安全で安心な農産物の生産が望まれている。これまで本村では、麻績ICの開設に伴い、都市部と農山村部とのアクセスの良さと、聖高原を中心とする観光地を生かした都市住民との交流に重点をおき、体験施設や特産物の加工施設等の活性化施設の整備を進めてきたが、観光事業全体が低迷する中で、農山村の地域資源や魅力を十分に活かしている状況とはいえ、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。
今後の展開方向等(4) 陣場地区は、農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、遊休農地を農業生産法人により加工用ぶどう畑とすることにより、遊休農地の解消を図る。また加工品の地域ブランド化により地域の活性化を目指すとともにぶどう収穫体験やワインセミナーなどによる地域間交流を促進する。 麻績地区の現状をふまえ、農業振興地域整備計画の適正な運用と優良農地の確保を図り、比較的土壌条件の良い農地については重点的な復元に努め、中核農家への利用集積を図るとともに、農地の集団化、作業の共同化を進めるとともに、本村では平成17年度より豊かな自然環境と持続的な畜産経営との調和した村づくりに向け、畜産農家から排出される糞尿と家庭や企業から排出される可燃物として処理されている食品廃棄物等の資源を土壌改良剤として利用し、良質堆肥を生産して土にやさしい地域循環型社会の構築を進めています。こうした有機農業を展開するにあたり、生産者も関心を持ち始め、生ゴミ処理して出来た土壌改良材を使用した米、野菜作りが浸透しつつあり、消費者の求めている安全で安心な農産物を供給出来つつあります。 また、こうした生産者を中心に本村では平成16年度に住民、農業者等が、村内外の消費者へ農産物の直接販売とふれあい交流をすることにより、「むら」を元気にし、地域社会の活性化と農業者等の所得向上を図ることを目的に、「あさつゆ直売組合」が設立されました。現在組合員数は約90名で、本村の農家の約19%が組合員になっています。活動については、村内はもちろん、村外、県外へも積極的にイベント等参加して活動しています。 そこで、平成17年度より取り組みを行っているまちづくり交付金事業と併せ、麻績IC近くに観光案内所と直売施設を整備し、豊かな自然環境と歴史的な財産を守り育て、安全な農産物を生

(記入要領)

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
上田市	陣場地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	有限会社ラ・ヴィーニ	有	二	
上田市	陣場地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	有限会社ラ・ヴィーニ	有	二	
麻績村	麻績地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	麻績村	有	八	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
上田市	陣場地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	有限会社ラ・ヴィーニ	有	
麻績村	麻績地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	麻績村	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

3 活性化計画の区域(1)

陣場地区(長野県上田市)	区域面積 (2)	23ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積23haのうち農林地面積は23haで100%を占め、農林業以外の製造業はない。		
法第3条第2号関係: 当該地区のほとんどが遊休農地であり、農家の高齢化傾向からみても活性化のためには遊休農地を解消し地域間交流を促進することが必要である。		
法第3条第3号関係: 当該区域に家屋はなく、すべて農地であるため、市街地を形成している地区はない。		

麻績地区(長野県麻績村)	区域面積 (2)	3,438ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積3,438haのうち農林地面積は2,756haで80%を占め、25%が農林業従事者であり、農林業が重要な地域である。		
法第3条第2号関係: 人口の減少(H12 H17で4.4%減)、農林漁業者の高齢化傾向からみて、活性化のために交流を進めることが重要な地域である。		
法第3条第3号関係: 人口3,189人(平成17年)に対し、区域面積34.38km ² と人口密度92.8人/Km ² と低く、住宅の集中地域においては商店が複数含まれるものの農地保有者が大多数であり、市街地を形成している地区は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

陣場地区については、平成22年度に上田市と農業委員会で遊休農地の解消状況を現地調査し、達成状況进行评估する。

麻績地区については、麻績村が運営主体である「あさつゆ直売組合」に、指定管理者として管理運営を委託して、毎事業年度終了後に収支報告書の提出を求めるとし、活性化計画終了年度の平成22年4月に21年度収支報告書の提出を求め、麻績村と長野県で評価を行うものとする。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。